

4月1日から

成年年齢が引き下げられます

消費者トラブルにご注意ください

◎問い合わせ 地域協働課 ☎0561・56・0727

民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。

20歳になるまでできなかった契約行為など、多くのことが18歳でできるようになります。その反面、「責任」を持った行動が求められます。

生年月日	成年になる日	成年年齢
2002年4月1日生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

18歳で成年になるとどうなる？

18歳になったらできること

保護者の同意なくひとりで契約できる

- ・ローンを組んで買い物をする
- ・クレジットカードをつくる
- ・スマートフォンを契約する
- ・一人暮らしのアパートを契約する

その他

- ・結婚（女性は16→18歳に）
- ・税理士などの国家資格を取るなど

20歳まではできないこと

- ・お酒を飲む
- ・タバコを吸う
- ・ギャンブルをするなど



社会経験が浅い人は、消費者トラブルに遭いやすい!

消費者トラブルに遭わないために、注意すること

成年年齢引き下げに伴い、18歳・19歳の人は親などの法定代理人の同意を得ずに契約した場合、判断力が不十分だとして契約を取り消すことができる未成年者取消権の保護の対象から外れます。しかし、社会経験が浅い人は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま安易に契約を結んでしまう傾向にあります。また、未成年者取消権が適用されなくなった人を狙い、言葉巧みに強引な勧誘をする悪質業者もいます。

消費者トラブルに遭わないためには、契約に関する知識を学び、さまざまなルールを知ったうえで、その契約が自分にとって本当に必要なものかどうか、冷静に判断する力を身につけることが大切です。



困ったときは、まず相談

消費者トラブルで困ったり、不安に感じたりしたときには、一人で抱え込まず、まずはご相談ください。右記相談窓口で相談を受け付けています。

詳しくは、17ページおよび町ホームページをご覧ください。

〈相談窓口〉

【町】日進・東郷消費生活センター 東郷相談所
(役場内) ☎0561・38・3111

受付 / 火曜日 午前9時～11時30分
金曜日 午後1時～3時30分

【国】消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188
全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内